

船舶事故調査報告書

平成27年12月3日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突（橋脚）
発生日時	平成27年5月26日 13時50分ごろ
発生場所	広島県広島港 広島港宇品外貿埠頭4号ドルフィン施設灯から真方位083°2,540m付近 （概位 北緯34°21.2′ 東経132°29.8′）
事故の概要	プレジャーボート日の出丸は、北東進中、広島大橋の橋脚に衝突した。 日の出丸は、船長が負傷し、右舷船尾部に亀裂を生じた。
事故調査の経過	平成27年5月27日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーボート 日の出丸、0.8トン HS3-23422（漁船登録番号）、個人所有 6.80m（Lr）×1.89m×0.45m、FRP ディーゼル機関、55.16kW、昭和60年3月16日 第270-29480号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 67歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和54年8月17日 免許証交付日 平成23年3月30日 （平成28年6月19日まで有効）
死傷者等	重傷 1人（船長）
損傷	本船 右舷船尾部に亀裂 橋脚 なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 2、気温 約28℃、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、平成27年5月26日13時20分ごろ、広島港内の係留地に向け、広島県江田島市三高港付近の釣り場を出発した。 船長は、舵輪後方の椅子に腰を掛けて手動操舵により広島市金輪島

	<p>西岸沖を北進し、同島北西岸沖で広島大橋P5橋脚（以下「本件橋脚」という。）を船首目標として、約15ノットの速力で北東進を始めた。</p> <p>船長は、本件橋脚に接近したところで左転して係留地に向かう予定で航行を続けたところ、いつしか居眠りに陥り、ふと目覚めたときに眼前に本件橋脚を視認し、急いで左舵一杯を取ったが、13時50分ごろ本船の右舷船尾部が本件橋脚に衝突した。</p> <p>広島大橋付近で港湾作業に当たっていた船の乗組員が、本事故を目撃し、海上保安庁に本事故の発生を通報した。</p> <p>船長は、来援した巡視艇に救助され、搬送された病院で外傷性くも膜下出血及び右鎖骨骨幹部骨折と診断され、26日間入院した。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図、写真1 本船 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、約20年間、月に2～3回釣りに出掛けており、釣り場もほぼ同じ場所であった。</p> <p>船長は、これまで居眠り運航をしたことがなかった。</p> <p>船長は、本事故後、金輪島北西岸沖で針路を定めた時、周囲に他船を見掛けなかったので少し安心したと思った。</p> <p>船長は、本事故当日、少し暑いと感じていた。</p> <p>船長は、帽子をかぶり、サングラスを掛けて操船していた。</p> <p>船長は、ふだん、22時ごろ就寝して06時ごろ起床していたが、本事故当日は05時ごろ起床し、07時ごろから釣りを行っていた。</p> <p>船長は、持病がなく、ふだんから服用している医薬品もなく、風邪薬なども服用していなかった。</p> <p>船長は、11時30分ごろ昼食をとった。</p> <p>船長は、飲酒をしていなかった。</p> <p>船長は、救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、金輪島北岸沖を北東進中、船長が、舵輪後方の椅子に腰を掛けて操船中、居眠りに陥ったことから、本件橋脚手前で目が覚めて左舵一杯を取ったものの、本件橋脚に衝突したものと考えられる。</p> <p>船長は、周囲に他船を見掛けなかったので気が緩んだ上に、椅子に腰を掛けた姿勢で操船を続けたことから、居眠りに陥った可能性があると考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、金輪島北岸沖を北東進中、船長が、舵輪後方の椅子に腰を掛けて操船中、居眠りに陥ったため、本件橋脚手前で目が覚めて左舵一杯を取ったものの、本件橋脚に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>

参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・慣れた海域で周囲に航行の支障となる他船がない場合、椅子に腰を掛け、同じ姿勢で操船を続けていると、気の緩みから眠気を催すことがあるので、時々椅子から立ち上がって操船するなど、居眠り運航を防止する工夫をすること。
-----------	---

付図1 事故発生経過概略図

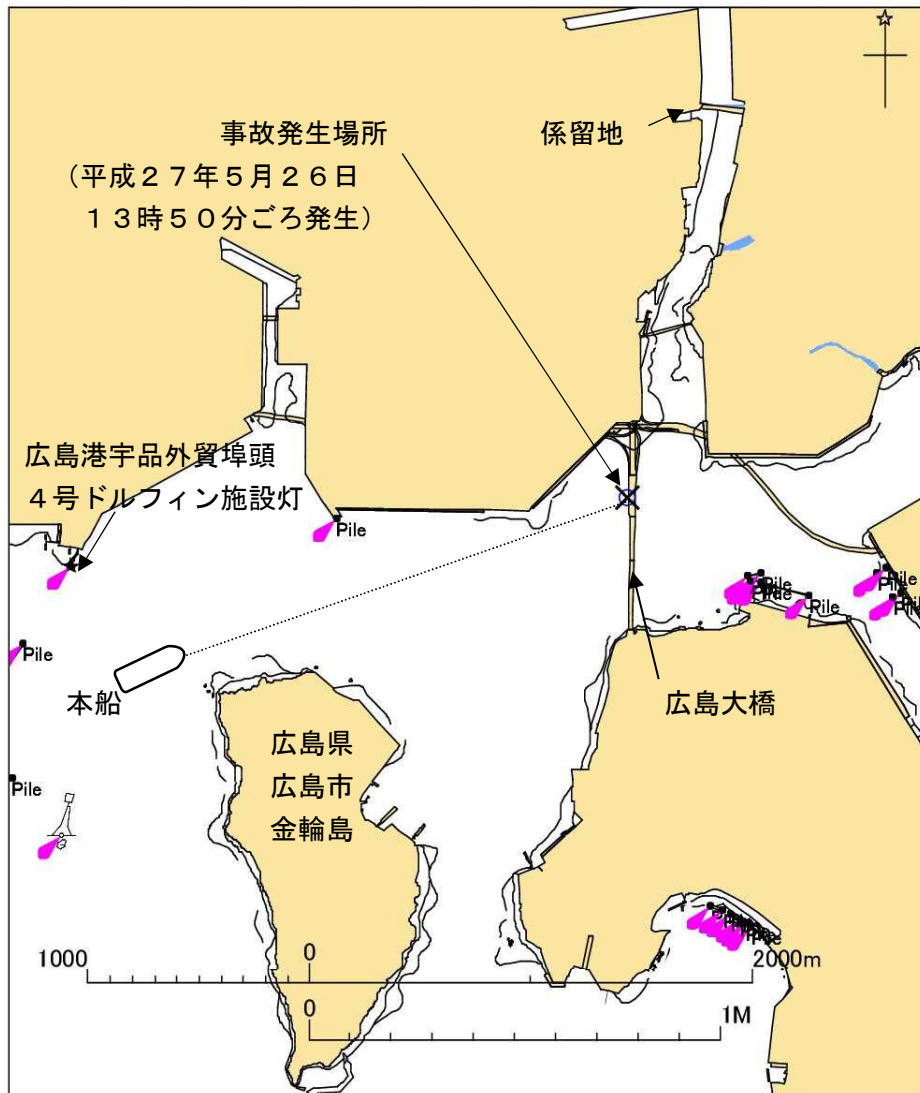


写真1 本船

